

藤原宮跡出土の奴婢関係木簡について

鬼頭清明

一、はじめに

一九七八年、藤原宮跡から出土した木簡は合計一〇〇八点にのぼる。その中で記載内容として注目されるのは、かなり多数の奴婢に

関係するものがふくまれていていることである。これら奴婢に関係すると思われる木簡は、宮内における官奴婢の労働や、その分担等の日常生活についての知見をつかめる内容をもつていると考えられ、また木簡が出土した地域の性格をもある程度推定できそうな内容をもつてている。そこで、本考では、この奴婢関係の木簡をとりあげて、その内容についての検討を加えることとした。

さて、奴婢関係についての木簡の検討であるが、木簡の内容を検討する際には、その出土状況についての知見と切りはなして行なうことはできず、またその出土した地点がどのような性格をもつた場所であるかということもふまえて行なう必要がある。もちろん、これらのことばは発掘担当機関の発掘報告書や木簡についての報告書において、詳しく述べられるべきものであるから、ここでは必要最少

限の範囲で、調査概報や木簡概報⁽¹⁾によって検討するにとどめておきたい。このような木簡出土の遺構についての概要是叙上のように木簡の内容の検討にさきだつて述べておく必要があるので、本稿の前半であつかうこととし、それをふまえた上で、後に木簡の記載内容について考えることとした。

なお、ここでとりあげる木簡については、近く奈良国立文化財研究所から図録として報告される予定なので、一九七八年度に藤原宮跡で出土した木簡の全体の内容については、その報告を参照されたい。本考では、すでに同研究所から刊行されている概報類をもとにして検討の資料として使用した。したがって同研究所の釈文としては未定稿なものであるから、図録に収録される釈文によって本稿のものが訂正される場合のあることは留意されたい。

(1) 奈良国立文化財研究所『藤原宮出土木簡』一九七九年三月、同『飛鳥・藤原宮跡発掘調査概報』一九七七年三月、同『一九七九年度年報』

二、木簡の出土遺構

奴婢関係の木簡が多数出土したのは、藤原宮の東面北門に南接する地域の発掘調査においてである。発掘調査は一九七八年九月から七九年二月にかけて行なわれ、約二〇〇〇m²を発掘した。検出した主要な遺構は藤原宮外濠、東面大垣、内濠、左京一坊大路西側溝、掘立柱建物二棟、井戸一基、土壙等である。

このうち東西大垣は柱間二・七m等間で十五間分検出した。宮の外濠は大垣から東へ約二〇mのところで検出し、左京一坊大路西側溝はさらにその東約三〇mのところで検出した。また外濠の東岸で発掘区の北端近くで掘立柱建物二棟を検出した。そのうちの一棟は二間×五間の南北棟で外濠の方位と同じ軸線にそつて建てられていて、藤原宮と併存した建物と思われ、東西北門に南接した位置にあるところからみて、門を守衛する衛士等の仗舎ではないかと考えられている。⁽¹⁾他の一棟は建物方位が宮のそれとはずれているので藤原宮と併存した建物であるかどうかは確認できなかつた。次に宮の大垣より内側では、大垣の西約一二mのところで内濠を検出した。また発掘区の中央、内濠の西三五mのところで井戸一基を検出している。

これらの検出遺構のうち、木簡の出土をみたのは外濠、内濠、井戸の三個所である。つぎに木簡出土の各遺構と木簡の出土状況につ

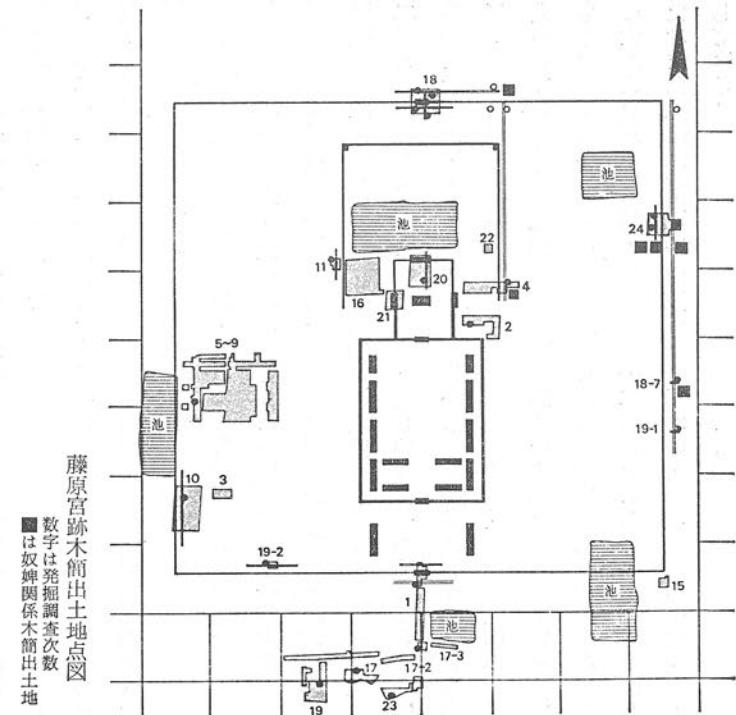
いて記すことにしたい。

外濠 外濠は、すでに一九六八年、奈良県教育委員会によって今回の調査地の北約二〇〇mのところでも検出されており、さらに当研究所でも一九七六年に本調査地の南五〇〇mのところと六〇〇mのところの二地点、さらに一九七九年には七〇〇mのところで一個所検出している。このうち、奈良県教育委員会の調査では約五〇点の木簡が出土し、当研究所の三個所の調査地のうち、北より二個所では計五五点出土している。⁽²⁾

外濠は、幅約六m、深さ約一mで、埋土は大きく四層にわかれれる。そのうち遺物を多数ふくんでいたのは第三層と第四層（最下層）とであつた。第三層からは多数の瓦が出土している。第四層からは多数の木片が出土し、木簡はすべてこの木片類とともに出土した。

出土した木簡のうち年代のわかるものは、紀年銘をもつものとして丙申年（六九八）のものと、郡名を記載していて大宝令制下で作成されたものとがある。

内濠 内濠は幅二・四m、深さ〇・六mの素掘りの溝で、長さ四二mにわたつて検出した。溝の堆積層は、大きく三層にわかれ、遺物は主として第二層と最下層とから出土している。木簡は第三層から瓦・土器などとともに計五七三點出土した。内濠は発掘区中央部分で約一五mにわたつて西岸の肩がくずれて幅がひろがつており、さらに濠中にくずれおちた土砂によつて水流がややよどんだ状況に



出土した木簡についてまず注目されることは出土点数のうちの九五%が削り屑であったことである。しかしこれらの削り屑のうち判している。

読できるものの中には、奴婢関係のものが多数ふくまれていたことがとくに注目された。この奴婢に関連する一連の木簡は、次に述べる井戸出土の木簡とも密接なつながりをもつものである。また、内濠から出土した木簡中には紀年銘をもつものとしては己丑年(六八九)のものがあるが、後述するように井戸出土木簡中にみえる人名と同一のものがあり、井戸出土木簡は大宝令施行期間のものをふくんでいるので、この内濠出土木簡も大宝令施行期のものもふくんでいるものと考えられる。

井戸 井戸は発掘区の中央で内濠の西一〇mにあたるところで検出され、径約一・五m、深さ約〇・九mの素掘りのものである。木簡は井戸の最下層から大量の木屑にまぎって計九六点出土した。木屑は一括して投棄した状況で堆積していた。出土した木簡はすべて削り屑である。おそらくは同じ類の木簡をけずって、その削り屑を一括してこの井戸に投棄したものと思われる。したがってこれらの削り屑は一括した史料としてとりあつかうことができそうである。紀年銘をもつ木簡は慶雲三年のものが一点のみであるが、上述のような点からみて、他の木簡もほぼ同時期に作成されたものと考えられる。記載の内容は後述のごとく「官奴司謹奏」とか「伊都支宮奴婢」とか記したものがあつて、奴婢に関連するものが多い。

以上の木簡の出土状況をみると、まず第一に、木簡の総点数に対する削り屑のパーセントが高く、とくに内濠と井戸にその傾向が著しいことが気づかれる。次に注目されるのは内濠、井戸から出土し

藤原宮跡出土の奴婢関係木簡について

た木簡中には奴婢に関連するものが多く、これらの奴婢関係の木簡の中にも削り屑が多数ふくまれていたことである。また、内濠と井戸との双方から奴婢関係の削り屑をふくむ木簡が出土したこと、その中には次の第一表に示すような奴婢と思われる同一人物の名前が双方の遺構から出土していることが注目される。

第一表

内	濠	井	戸
「春日」 奴安麻		「染」 安麻呂 「染」 恵 □	
安麻呂			
千縄年 □		「膳」 千縄 「上」 千縄	

このように同一人物の名前をふくむ奴婢関係の木簡が井戸と内濠の双方から出土したことは、この付近に、奴婢関係の木簡を削りずつて廃棄した官司が存在したことを予想させるものである。つまり、この付近に官奴司かそれに関連する官司の存在が予想されるわけであるが、この点については記載内容の検討をもふまえて後述することとしたい。

- (1) 以下出土状況については前掲注1の概報による。
- (2) 奈良県教育委員会『藤原宮』。
- (3) 奈良国立文化財研究所『藤原宮出土木簡(1)』及び同『藤原宮木簡(2)』解説参照。

三、木簡の記載内容

さて、木簡の記載内容の検討に入ることとしたい。まず藤原宮東面北門付近で検出した奴婢関係の主要な木簡と、それに関連するものとして藤原宮内でこれまで検出している奴婢関係の木簡の釋文をかかげる。

A、東面北門付近の井戸出土木簡⁽¹⁾

- (1) 宮奴司謹奏 「膳」 足梓 □□□
- (2) 「染」 安麻呂 「染」 恵 □□
- (3) □都支宮奴婢 □^(伊カ)

「上」 千縄

「膳」 千縄

□系橡二□□

「上」 伊止志

「下」 高椅

橡衣一匹

「膳」 麻呂 □

□

B、内濠出土の木簡⁽²⁾

「春日」 奴安麻 □

「安麻呂」 □

広瀬

(14) □□千繩年□□

(15) 一半伊毛壳

(16) □飽浪□□

C、その他の遺構出土の木簡

里女 姉津女 息長女

二月廿九日春日 妹女 梨女 大床女 女長□女

舌□女□豆女

〔布カ〕

大宮召官奴婢

〔藤原宮北面外邊〕⁽³⁾

〔東面外邊〕⁽⁴⁾

・戸主少初位下長谷部首万呂

〔内裏東外邊〕⁽⁵⁾

・ □ 奴一 □

以上が藤原宮跡内で出土した奴婢に関係する木簡である。これらの木簡の記述内容から藤原宮における官奴婢の具体的なあり方を復原したいわけであるが、検討の手順としては奴婢関係の木簡が量的にも集中し、かつ一括してまとまった性格をもつと思われる東面北門付近での内濠と井戸とから出土したものから検討をはじめたいと考える。

まず、前記の木簡をみると内濠及び井戸から出土した奴婢関係の木簡には三つの類型があることにきづかれる。一つは(第一類型)井戸から出土したもので、奴婢の名前の上に別筆で「上」「下」「染」「膳」と記したものである。たとえば、「上」は(4)、(8)、「下」は(9)、「染」は(2)、「膳」は(1)、(5)、(10)にみられる。第二グループは内濠から出土したもので(1)や(4)のように奴婢の名前の上に居住地やまたそ

の下に年齢を記したものである。第三の類は広瀬という奴婢の居住地を示したもの(3)や、櫻衣(7)、(6)のように奴婢の衣服について記したものなど、奴婢に関連する記載をもつものである。

まず第一のグループから検討をすすめたい。これらの別筆記載をもつ削り屑はいずれも本来同類の木簡であつたものと思われる。削り屑であるから、木簡本来の書式や内容がどのようなものであつたかはただちには判明しない。ただ、その点について考える手がかりを与えるのは(1)の官奴司謹奏である。ところでこの官奴司謹奏という文書形式自体その性格をつまびらかにしないところがある。一般に公式令で定められた謹奏という文言で始まる文書は太政官の行なう論奏式、奏事式、及び彈正台の奏彈式、国司の行なう飛駆上式等であつて、一般諸司の天皇への奏上は一旦太政官に解文を送つて、それを太政官が便奏式の形式をとつて行なうのが令のたてまえの如くである。⁽⁶⁾したがつて官奴司謹奏とは公式令のたてまえからはずれた書式とみなければならず、その点ではこの文書形式の機能や性格についてはつまびらかにしない点を残している。しかし一応、官奴司謹奏とあることからみて、上申文書であることはまちがいなく、官奴司の上級官司である官内省か、さらにはその上位の太政官への報告文書と考えることはできる。この点で注目されるのは、公式令論奏式には、

用藏物五百端以上 錢二百貫以上 食糧五百石以上 奴婢廿人以上
上 馬五十疋以上 牛五十頭以上(中略)並為論奏

とあって、奴婢廿人以上を使役するときには論奏式をもつて奏上することになっていたことである。したがって、あるいはこの論奏式の規定の一つの変形として官奴司謹奏という書式が使われたものかも知れない。もっともそうであったとしてもその運用の仕方にいてはわからない点が多く、奴婢を用いるにあたって逐一、太政官を通じて論奏していっては不便なので官奴司が直接謹奏するという形式になっていたのが、解式とすべきところを論奏式の制度にひきづられて謹奏と記したものか等なお確言できないところがある。

さて、官奴司謹奏が官奴司が奴婢を使役する際の上級官司への報告文書であるとすれば木簡にみられる記載内容はどのように考えられるのであろうか。木簡(1)の例からみて、これらの削り屑の本来の木簡の書型式は、官奴司謹奏という書き出しをもち、その下に奴婢の名前を列記したもので、さらにその奴婢の人名の上に別筆の注記を加えたものと考えることができる。このように削り屑の本来の木簡の書式を考えることができるとすれば、「膳」「染」「上」とかいった別筆の注記は、奴婢の使役される仕事のわりふりを示したものと考えられはしないであろうか。別筆の注記に対するこのような理解は注記の文言からそれほど無理ではないようと思われる。たとえば、「膳」と記された奴婢は宮内の炊事関係の労役に、「染」と記された奴婢は染色の仕事に、また「上」と記されたのは官奴司等への上番を意味し、「下」は下番を示すというようと考えられよう。まず「染」と注記されたものについては奴婢が行なった染色の仕事について

は、木簡の三番目の類として一括した橡衣と記した木簡との関係が予想される。奴婢がその衣類に橡染のものを使用することになったのは『日本書紀』によれば持統七年正月壬辰のことであつて、⁽⁷⁾

是日 詔令天下百姓 服黃色衣 奴皂衣

と記されている。ここにみえる皂衣すなわちクリソメイロノキヌ(『書紀』の古訓による)こそは、木簡にみえる橡の衣と同じものと考えられる。以後、奴婢が橡衣を使用したことは万葉集などの例からもうづけられる。ところで「橡衣」に関する木簡(6)、(7)は、いずれも井戸から出土しているから、「染」等の注記をもつ木簡と伴出しているわけである。したがって、このような「染」と記した奴婢に関する木簡が「橡衣」に関する木簡と伴出していることは、「染」という注記された奴婢は、奴婢等自らの衣をツルバミで染める作業に使役されたことを示すものと考えられるのである。もっとも「染」と記した注記が橡衣のみの染色を示すと限定して考えることはできない。それをふくんでいたことは叙上のごとくであるが、職員令内染司条の義解には「此司无駄使丁者 以官奴婢充」とあるところをみると宮内における染色作業にひろく奴婢が駆使された可能性があるとみておいたほうがよさそうである。⁽⁸⁾

次に「膳」と注記したものについては、やや後代の史料になるが、奴婢の後身である今良の行なう作業に炊事、食料運送があるから、宮内の奴婢が食事に関する労役に使役されていたことは推定できよう。このことからみておそらく「膳」という注記が奴婢の炊事関係

の労役への配属を示すものであることはまちがいなさそうである。

以上のような検討からみて、井戸から出土した一類の削り屑は奴婢の各仕事への配属を上級者に報告した木簡の一部であると判断される。そうして、奴婢がわりあてられた仕事は後代にも、奴婢や今良が行なった労働と一致しているところをみると、藤原宮内における奴婢の労働内容は平城宮の場合と大きな変化はなかつたものとみてよいのかも知れない。

次に第二類の削り屑はいずれも内濠から出土しているものである。これらの削り屑は第一類のような注記をもつておらず、かわりに(4)のように年齢や、(1)のように春日という奴の居住地を記していることが注目される。この記載内容については、同じ内濠出土の木簡に、その他として第三類にまとめた奴婢の居住地を記したものがあることと関連させて考えてみることを示唆している。内濠から出土した木簡の中で、奴婢の居住地を記したものあげてみると、広瀬⁽³⁾、飽浪⁽⁴⁾、及び(1)の春日である。この広瀬、飽浪、春日の地名は天平勝宝二年の官奴司解⁽⁵⁾にもみえ常奴婢の居住した村であつたことが知られる。この官奴司解以外にも平城宮木簡に

(20) □女春日村
□女^{〔飽浪〕}□村

とみえ、藤原宮木簡にも前掲⁽⁶⁾のよう春日村の婢の名前を列記したものがある。

このように、奴婢の常居住地を記した木簡と奴婢とその年齢を記した木簡とが併出していることから考えてみると、内濠にすてられた

奴婢関係の削り屑は、本来、奴婢の名と年齢、及びその常居住地を記した木簡からけずりとられたものである可能性がある。

もし以上のように考えられるとすれば、第二類としてまとめた木簡の削り屑は、奴婢の人名、年齢、居住地を記した名籍の類が本来のものであつたのかと推定される。もちろん、この三つの項目がすべてそろって記されている例はないのであくまで推定の域を出ない。また、木簡⁽³⁾の例は、本来の第一木簡の冒頭の部分(図版4参照)と思われるから、居住地毎に奴婢とその年齢を書き記していたものがふくまれていたらしい。

ところで、第二類の削り屑の性格について考える際に、官奴司との関係で注目されるのは職員令官奴司条に、官奴司は官戸奴婢名籍⁽¹²⁾のことを職掌としていることであり、削り屑であり、削り屑はあるいはこの名籍と何らかの関連を有するものかも知れない。

最後に木簡が出土した付近にどのような性格の官衙が想定できるかという点について考えておくこととする。すでにみたように内濠からも井戸からもその記載内容に多少の性格が異なるとはいえ、いずれも官奴司が関与したと思われる木簡が出土している。ところで藤原宮内で出土した木簡の出土地点は前図のとおりであつて、東面

北門附近に集中していることが知られる。さらに、その中でも内濠と井戸に集中しており、この二つの井戸、内濠出土の木簡が官奴司に関係するものとすれば、当然、東面北門のちかくに官奴司かそれに関連する官司が存在したものとみてまちがいない。木簡の記載内

容からみると、(1)の官奴司謹奏という形式をもつ第一類は、その木簡の発給者が官奴司ということになるから、受取る側は官奴司の上級官司である官内省などが考えられ、同類の木簡が廃棄され削られた場所としては受取側の官内省を考えることもできる。この点では第二類の官奴婢の名籍に関連する木簡が官内省で廃棄されても不自然ではない。以上のことから東面北門付近に官内省の存在を考えることもあるがち無理とはいえない。ただ官内省を想定するとすれば官奴司以外の官内省被管の官司に関連すると思われる木簡がほとんどみられないことがこの想定を決定づけるための障害となろう。もう一つの可能性は、官奴司謹奏の形式をもつ第一類を、何等かの理由で官奴司にとどめおかれたものとみれば、官奴司自体を東面北門付近に考えることが可能である。この二つの可能性はどちらとも決定しかねるが、他の官内省及び被管官司関係の木簡が欠如しているという困難を考えると蓋然性としては後者の方が前者より想定しやすいもののように思われる。

四、官奴婢の諸類型

さて、最後に今回出土した奴婢関係の木簡の内容が、従来から指摘されている官奴婢のあり方と比較検討して、どのような意味をもつているのかという点にふれておくことにしたい。官奴婢については従来から多くの論文が発表されているが、それらを通じて官奴婢のあり方を知る基本的史料といわれているのは、天平勝宝二年の官奴司解⁽²⁾である。そこで、まずこの官奴司解にみられる奴婢のあり方から検討をはじめることとする。すでに指摘されたように、この官司解では官奴婢は三つに分類されている。すなわち、(1)嶋宮奴婢、(2)今奴、(3)常奴である。このうち常奴と今奴のちがいは石上英一氏⁽³⁾が指摘しているように古くから宮に所有されているものが常奴であり新しく獲得されたものが今奴ということになろう。そうして、そのうちの常奴は官奴司解を一見してあきらかなように、春日、広

- (9) 佐伯有清「今良の性格と史料」『日本古代の政治と社会』参照。
(10) 『寧渠遺文』(下)。
(11) 奈文研『平城宮木簡(一)』解説木簡番号一七〇号。
(12) 『令義解』職員令官奴司条。
(13) 案文としてとどめられた場合が考えられる。

- (8) 奈文研『藤原宮出土木簡(三)』(概報)、同『一九七七年度年報』。
(9) 同前。
(10) 奈良県教育委員会『藤原宮』。
(11) 奈文研『藤原宮木簡(一)』解説。
(12) 同前。
(13) 『書紀』同日条。
(14) 『令義解』公式令参照。
(15) 『令義解』職員令内染司条。

瀬、飽浪等の村に居住するものであり、今奴は内匠寮や官奴司に直接掌握され、したがって平城宮内か、その付近に居住していたものと考えられる。またこれらの今奴婢、常奴婢に対して、嶋宮奴婢は同じく官奴婢ではあってもやや性格をことにしていたらしい。このことは官奴司解が嶋宮奴婢を今奴婢と常奴婢とをあわせた官奴婢と区別して記していることからも明らかである。このことは某宮奴婢と称されるものが今奴婢や常奴婢と比較して、官奴司から相対的に間接的な掌握をうけていたと考えることができよう。⁽⁴⁾たとえば皇后宮職が直接奴を東大寺に寄進する主体となりえたことなども宮が管理する奴婢が宮のいわば私的な所有物的性質をもつていたためではないかと考えられる。

皇后宮の奴婢が以上のように考えられるとすれば中宮職⁽⁵⁾の管理する中宮の奴婢も同様に考えることができよう。さらに木簡⁽³⁾にみえる伊都支宮奴婢は、斎宮の奴婢と考えられる。斎宮には平安時代のことになるが今良が配置されているから、もともと奈良時代以前には奴婢が配属させていたものと考えられ、木簡の記述と対応するところもある。この斎宮については、その配置された奴婢が皇后宮や中宮と同じ性格であったのかどうかは確定できない。次に宮の奴婢と類似したものとして内裏の中で駆使された奴婢が存在する。すでに石上氏が指摘しているように正倉院文書には今奴が内裏で駆使されたことがみえ、また、木簡⁽⁶⁾は内裏外郭内の一土壙から出土しているので春日村や飽浪村の常奴も内裏で使役されていた可能性が

考えられる。このような例からみると内裏には官奴司が直接掌握する今奴と常奴とが使役されていて、内裏がそれらとは別の類の奴婢をもつっていた証拠は存在しない。このことから内裏固有の奴婢が存在しなかつたと断定することはむつかしいが、石上氏が指摘しているように官奴司管下の今奴婢や常奴婢を配属している諸官司はいずれも内廷的官司なのであるから、内廷の本体ともいうべき内裏で使役される奴婢が、すべて官奴司管下の今奴婢・常奴婢であるという蓋然性は充分考えられるものではなかろうか。

次に、今奴と常奴との労役のあり方について考えてみたい。石上論文によれば今奴は官奴司に直接配属されるとともに、内染司⁽⁷⁾や主殿寮等にも配属されて使役されていたのが、前にみた内裏の例からみて今奴と常奴とは同じところで使役されていた可能性がある。したがって、内染司等でも今奴とならんと常奴もまた同じ労働に従事していたのではないかと推定される。この推定が藤原宮出土木簡の側から、ほぼ確認できることは後述するとおりである。以上の検討からすれば、官奴司管下の官奴婢は官所属型奴婢と今奴婢と常奴婢とにわけられる。宮所属型の奴婢は官奴司管下といつても相対的に自立し、宮のオイコス的性格が強い。これに対して後二者は官奴司本来の所有にかかるもので、直接的に掌握されていたものといえる。このうち今奴婢と常奴婢とは、その居住地と獲得された時期の新旧とによって区別されていたことはすでに述べたが、官奴司に対する隸属関係ではどのような関係になっていたのであろうか。

この点については、今回出土した藤原宮出土の官奴婢関係の中にそれを考へる手がありがあると思われる。

そこで、今回出土した藤原宮出土木簡から析出できる奴婢の所属形態や居住形態について考へてみたい。すでに、くりかえしのべたところであるが、第一類の削り屑で染色の仕事をわりあてられた奴安麻呂は、第二類の削り屑では春日村に所属していたことがあきらかであるから、官奴司解のいう常奴であつたことはまちがいない。

したがつて藤原宮出土木簡の奴婢関係の削り屑にみえる奴婢には名稱は別にして実態として常奴がふくまれていたと考えられる。ただ今奴が存在したかどうかはつまびらかにしない。そして常奴の居住する土地は知られるかぎりで官奴司解のそれと一致するわけであるから、常奴の居住地も平城宮のそれと藤原宮のそれとでは変化がなかつたものと思われる。

また、前述の第一類の削り屑からは、奴婢が染色、炊事等の仕事にわりつけられていたことを指摘したが、安麻呂の例のように、今奴が労役に駆使されたと思われる内染司関係の労役に従事していたものがある。このことからみると常奴も今奴と同様の労働に駆使されていたと考へてよい。

したがつて、今奴と常奴とのちがいは労役内容やその駆使をうけた官司に相違があるわけではなさそうである。すなわち、平城宮の場合では主殿寮、内匠寮、内染司、豎子所等の宮内、中務省被管のいわゆる内廷的官司では今奴、常奴とともに使役されたものと考えられる。このような使役のあり方は出土木簡の例からみて藤原宮の場合も同様であつたと考へられる。こうしてみると今奴と常奴は居住している場所が平城宮や藤原宮に近い所か、あるいは春日以下の村であるかのちがいと、官に掌握された起源の新旧とのちがいによって区別されたもので、それ以外に所属関係や労役の内容に相違があつたものとは思われない。

ところで今奴婢と常奴婢との相違が以上の通りであると、今と常との相違はいつどのようにして成立したものであろうか。この点について神野氏⁽⁹⁾は今奴婢の成立を大宝令施行後に奴婢となつたものとされた。しかしそうであるならば、在地居住型、すなわち春日村等に居住する奴婢に今奴婢がふくまれていらないのはなぜであろうか。このように常奴婢と今奴婢の区別がその居住地とほぼ即応しており、それが宮と村という区別になつてているのは、常、今の区別ができた原因は天皇の居住する新たな大内裏の造営と関係がありはしないだろうか。この点注目されるのは、前述したように皇后宮や鷦宮などの私的な宮の場合とちがつて、内裏と内廷的官司には常奴婢と今奴婢とが上番していたことである。このことは今奴婢と常奴婢とは天皇の生活の一部をささえる労役に使われたことを示している。

したがつて、天皇の正規の居住区である内裏をもつ宮の運営の一部には常奴婢、今奴婢があつてられていたこととなり、常、今の区別は、この内裏をともなう宮がどのような形態で宮まれるかということと関連して生じたのではないかと思われる。

すなわち、天皇ないし大王が永久的な都城とそれにもとづく宮をもたず、一代毎に宮居を変更していた時代には、その天皇の居住する宮に上番する奴婢の居住地は春日以下の村に固定されていたのに對して、永久的都城が成立するにともなつて、天皇の生活も代々その居を固定化することになるわけであるからその宮の付近に奴婢を居住せしめるようになったのではないだろうか。このような推定がゆるされるるとすると、藤原宮の場合は確認できないが、平城宮の場合は今、常の區別が存在したのであるから、一つの仮説として、恒

久的な都城の中心機構として營まれた藤原宮ないし平城宮が成立して以後、奴婢となつて官奴司の下に所属したものを今奴といふのではないかと考えられる。すなわち、藤原、平城両宮成立後に官奴司管下にはいつた奴婢は今奴として藤原ないし平城の付近に居住し宮内に上番することになったもので、それ以前に永久的都城が設定されていない場合には大和国内の特定の村に居住せしめられ、後に常奴としてあつかわれることになったのではなかろうか。つまり、宮の所在地が不安定であることが特定の地域に奴婢を居住せしめることとなり、永久的都城が建設されるに到つて後、官奴司管下にはいった奴婢が宮の周辺に今奴として居住することになったのではないかと考えられる。これに對して嶋宮、皇后宮等の奴婢が別に今、常の區別なく存在したのは、官奴司直接所属の奴婢とちがつて私性格が強かつたので特定の宮に附屬しており、天皇の遷都、遷宮と關係をもたなかつたためではなかろうか。

以上、藤原宮出土の奴婢関係の検討からはじめた本考は、やや本來の限界をこえて奴婢論に深いつしこたきらしいがある。奴婢論自体についてはむしろ今後の課題とするとして、一応ここで検討をとどめておくこととしたい。

(1) 神野清一「日本古代官奴婢論」古代学十六一一、石上英一「官奴婢について」史學雑誌八〇一一〇等。

(2) 『寧樂遺文』(7)。

石上前掲論文。

(4) (3) (2) (1) 神野清一「日本古代官奴婢論」古代学十六一一、石上英一「官奴婢について」史學雑誌八〇一一〇等。

前掲論文、拙稿「皇后宮職論」奈文研『研究論集』II。

『続日本紀』天平十四年二月戊寅条。

『大日本古文書』廿五一二一。石上前掲論文参照。

前節注(8)参照。

(10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) 神野清一「日本古代官奴婢論」古代学十六一一、石上英一「官奴婢について」史學雑誌八〇一一〇等。

奈文研『平城宮出土木簡概報』所収木簡に主殿寮の婢がみえる。

奈文研『平城宮出土木簡概報』所収にみえる。

神野前掲論文。